

令和2年度事業計画

I 基本方針

社会福祉法人宗像会くすの木園は、昭和59年4月の開園以来36年目を迎えます。その間、国の障がい者施策は、行政がサービス内容や事業者を決定し、事業者が受託者としてサービスを提供していた措置制度から、平成15年に障がい者の自己決定を尊重し、事業者と障がい者が対等な立場で契約によりサービスを利用する支援費制度へ移行し、平成18年に3障がい共通の制度として障害者自立支援法が施行されました。

さらに平成25年には、障がいの有無にかかわらず基本的人権の尊重、分け隔てられることなく相互に人格と個性の尊重、社会障壁の除去などの理念を盛り込んだ障害者総合支援法が施行され、その後一部改正が行われ現在に至っています。

制度改正が行われる毎に給付に係る仕組みが複雑になり、報酬も実績主義へと大きく変わってきました。

法人の経営については、社会福祉法人の制度改正の趣旨に則り、公益法人として社会福祉事業を効果的かつ適正に行うため、経営基盤の強化を図るとともに、提供する障がい福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性を図ります。

利用者の退園や出席率については、法人の収支に大きく影響するため、今年度も利用者の確保は重要な課題の一つです。令和2年度は退職者補充のため2名の職員を採用し、さらに一層充実した支援事業やサービスの向上に努め、くすの木園を選んでいただけるよう利用者確保に積極的に取り組みます。

なお、令和3年4月に予定されている報酬改定については、前回の改定で引き続きあり方を検討するとして継続された食事提供体制加算や前回減額改定された送迎加算の取り扱いなど、利用者や法人にも影響があり注視していかなければなりません。

社会福祉法人の制度改正で規定された公益的な取り組みについては、平成30年11月に設立した、市内25の社会福祉法人（高齢、児童、障がい）で構成する宗像市社会福祉法人連絡会で連携・協働により地域における公益的な活動に取り組みます。今年度は、社会福祉法人連絡会の設立目的、参加法人の紹介や活動報告などを掲載した広報紙の発行や令和元年度に引き続き地域の高齢者食事会の送迎支援を実施する予定です。

就労事業の原木椎茸栽培については、現在の椎茸ハウスの土地の使用貸借期限が、令和6年1月9日までとなっているため、令和元年度にくすの木園の西側の農地を確保しハウスの設計等を終えました。

今年度、浸水用の水の確保、散水装置や原木運搬用具の導入など作業の軽減化、効率化を図る設備等を備えたハウスを12月までに建設し、来年の植菌した原木から搬入する予定です。これらの財源は、前年度の繰越金と今年度の収支資金で対処したいと考えておりますが、不足額が生じた時は預貯金の取り崩しで対応します。

なお、2年間は現在の椎茸ハウスと新設のハウスで並行して作業を行うことになるため、作業の軽減・効率化について検討します。

また、引き続き椎茸栽培に専門的知識を有するアドバイザーから指導・助言を受けます。

くすの木園の支援サービスについては、生活介護支援事業では平成29年度から生産活動を中心とした事業から、創作活動や機能訓練を充実してきた取り組みを今年度も継続します。機能訓練は身体機能の訓練及び学習能力の訓練をそれぞれの能力に応じた班分けにより実施します。

一方、就労継続支援B型事業のハートワーク班では、加齢による利用者の体力低下などにより、外作業が難しくなった利用者に対応した室内作業の内容を工夫し、心身に無理のない作業を行うとともに、支援メニューを増やすことで、就労継続支援B型事業の利用者の確保にもつなげていきます。

また、報酬の加算はありませんが、昨年度に引き続き機能訓練に参加し、体力維持、集団での協調性なども養います。今年度は新たに数字や数の学習面の向上を図るため、学習の訓練に参加します。フロンティア班では、衛生管理の徹底を図るとともに自身の健康管理にも努め、安全・安心なパン作りに取り組みます。

以上のような基本方針や諸課題をふまえ、令和2年度においては①利用者の確保、②利用者個々の状態に応じたサービスの提供、③安定的な仕事の確保、④就労及び地域社会での生活に必要な知識や能力の向上及び施設外実習の確保、⑤職員のスキルアップのための研修機会の確保の5つを掲げ、利用者、事業者及び職員の視点から施設運営の安定化と健全な経営を目指し以下の事業計画を進めます。

II 法人の運営

1. 評議員会及び理事会について

法人の議決機関である評議員会及び法人の業務執行の意思決定機関である理事会を定款の定めに従い定期的に年2回（3月・6月）開催します。また、必要に応じて適宜開催します。

2. 監事監査等について

社会福祉法第45条の28及び定款第34条の規定による事業報告及び決算の監査を実施する他、社会福祉法第45条の18及び定款第20条の規定に基づき、監事はいつでも必要に応じて、理事及び職員の業務の執行の状況及び法人の財産等の状況について監査を実施し、その結果を評議員会及び理事会に報告します。

また、監事監査のほか会計事務所に外部監査を委託し、毎月指導を受け適正で、かつ健全な施設経営のため監査機能の向上に努めています。

なお、法人の労務管理については、今年度も引き続き社会保険労務士により、指導・助言を受け適正な労務管理に努めます。

3. 経営基盤の強化について

障がい福祉サービス事業者としての倫理観の醸成、社会福祉法人としての法令の遵守、公益性、施設経営における効率性等について、経営基盤の強化を図るとともに、財務の健全化を図り、将来必要となる資金需要にも計画的に備えていきます。

今後も健全な施設経営を図るため、事業の費用対効果に配慮をしつつ利用者のサービスの低下をきたすことなく、時代のニーズに合った支援サービス事業を検討し、効率的な予算執行を図ります。

また、特定相談支援事業や利用者の状態にあわせた支援の取り組みなど、新たな利用者の確保及び利用者の流出防止等に繋がるよう当法人の特徴ある施策に取り組みます。

III 施設の運営

1. 利用者確保及びサービスの充実について

- ① 生活介護支援事業 定員 28名
- ② 就労継続支援B型事業 定員 22名
- ③ 共同生活援助事業 定員 9名（くすくすホーム）
定員 8名（くすくすホーム二号館）
- ④ 短期入所事業 定員 1名
- ⑤ 日中一時支援事業 定員 4名（宗像市及び福津市から受託）
- ⑥ 特定相談支援事業

生活介護支援事業は、訓練室を活用した創作活動（絵画・工作・体操・音楽）が定着したのでより充実した内容に取り組みます。また機能訓練においては、身体と学習、ストレッチと体系づけてメリハリのある訓練をします。特に学習面では、お金を使って実際に身につく学習になるように昨年に引き続き取り組みます。さらに個別の自立訓練を機能訓練と連携して、日常生活の中で取り組みます。

一方、就労継続支援B型事業のフロンティア班においては、昨年度からパンの製造に知識経験を有した職員を配置しました。これまで以上に安全でかつ安心できるパンを保育園や学童保育に提供するとともに新たな商品開発を進め新たな顧客を確保し売り上げ増を目指します。あわせて利用者に対しては、パン製造に追われることなくさらに充実した支援に取り組みます。

また、ハートワーク班は、椎茸栽培に専門的な知識を持った指導員を配置し、椎茸栽培の生産者の視察研修を重ねました。その結果第50回福岡県椎茸品評会で「福岡県特用林産振興会会長賞」を受賞しました。本年度は受賞を糧にくすの木園の状況に適した椎茸栽培の方法や新たなハウスの建設等について、指導・助言を受けて本格的に取り組みます。

就労継続支援B型事業全体としては、利用者の高齢化や利用者確保の観点から身体・精神重複障がいがある入園希望者に対応できる生産活動への見直しとして、室内作業な

どの軽作業の検討を重ね、今後とも利用者の広いニーズに対応し新たな利用者の確保につなげます。

2. 組織体制の充実と職員の適正配置と職場の改善について

組織改革の実をあげるため常に利用者本位の視点に立った障がい福祉サービスが十分に提供できるよう、業務内容、業務量及び利用者の状況等を分析検討し職員の適材適所の配置に努めるとともに支援事業や事務事業の責任体制と将来の施設経営安定化対策に努めます。

また、障害者総合支援法が施行されサービスを提供する職員については、国の人員配置基準を遵守し、2事業（就労継続支援B型及び生活介護）の定数等の検討も視野に入れ更なる充実と強化に努めます。

宗像市から指定を受けた特定相談支援事業も当法人の重要な事業と位置付けており、常勤職員及び非常勤職員の2名体制で、障がい児を含め全ての障がいを対象に福祉サービスの利用が多様に活用できるよう、また利用者の立場に立った支援事業に取り組み、利用者確保にもつなげていきます。また、宗像市役所に隣接した場所に開設したくすくすホーム二号館を活用して相談を受けることで、相談者の利便性を図ります。今後も利用者の立場に立って事業を進めます。

3. 会議等について

施設の適正な運営と職員の資質の向上を図るため、各種会議を定例的に開催し、指示命令の徹底、情報の共有、意思の疎通を図ります。特に本年度は新規採用職員が2名入所するため、より強度な体制づくりに努めます。

また、利用者の高齢化に伴い柔軟な支援メニューの見直し等による課題が予想されるので適切な支援計画を策定し、諸問題の整理、研究、協議など、いままで以上に職員の意識改革を進め、福祉専門職としての能力が図られるような会議の開催等に努めます。

(1) 運営会議：毎月第4木曜日 理事長・管理者・幹部職員5名

(2) 職員会議：毎月第1及び第3水曜日 管理者・職員

(3) ミーティング：毎朝（午前8:30～9:00） 管理者・職員

(4) くすの木園勉強会 年3回実施 管理者・職員・保護者（適宜）

（6月、11月、2月）

(5) くすくすホーム運営会議：適宜 保護者代表・世話人（保健師・看護師）
・夜間支援員・管理者・職員2名

(6) 給食運営会議：年2回 委託業者（担当・栄養士・調理員）管理者・職員2名

(7) くすの木園在り方検討委員会：月1回 支援課長及び主任支援員を除く支援員
将来構想部：必要に応じて開催

サービス提供向上部：必要に応じて開催

4. 職員の資質の向上

障害者総合支援法の見直し、更には社会福祉法人制度の改革が行われました。この変革期をチャンスととらえ質の高い障がい福祉サービスの提供を図るため、職員一人ひとりが意識改革をし、利用者へのサービス提供の在り方では、ニーズに対するよりきめ細かな対応、質の高いサービスに対する姿勢や福祉専門職としての自己研鑽に努める必要があります。

このためサービス提供に対する企画・立案や自己啓発、外部研修、研究協議会、他施設との交流などへの参加を積極的に行います。

職員研修については、くすの木園在り方検討委員会で企画し、職員が参加した研修会の報告による研修及び外部講師による専門研修を実施します。

また、実習指導者の資格を有する職員を福祉専門学校等へ講義・講演派遣により、職員のスキルアップを図ります。

職員の人材育成については、人事評価制度を導入し、職員がそれぞれの職責に応じてどのような支援が求められているのか、職員自身が目標を定め、その結果を正しく評価し職員のモチベーションを高めます。また、職員の職務の状況等や異動等の希望などを記載した職員調書を徴取することにより、公平かつ適正な労務管理及び人事管理を行い職員の勤務意欲の向上を図ります。

5. くすの木園在り方検討委員会

くすの木園在り方検討委員会は、障がい者福祉関係法令の見直しや利用者のニーズの変化に対応するため、くすの木園の将来の在り方を検討し、健全な施設運営を確保することを目的に平成27年8月に設置しました。発足当初に計画していた短期的構想課題を終結し、今年度、在り方検討委員会では次の項目について取り組みます。

<在り方検討委員会職員構成>

- ・管理職及び役職者を除く職員

<在り方検討委員会の役割分担と会議実施頻度>

【将来構想部】 必要に応じて開催

主に利用者の確保対策や事業所の将来構想の検討及び実施

- (1) ホームページを有効活用し多くの人にくすの木園の新鮮な情報を発信します。
- (2) くすの木園のトレードマークが地域に浸透していくような活動をします。
- (3) 地域及び行政や特別支援学校その他の学校等と連携をより強化し、利用者確保に繋がります。
- (4) 障がい児放課後等デイサービス事業等を調査・研究し、児童分野とのかかわりを進めます。
- (5) 現在、駐車場として使用している土地の有効な活用方法を検討します。

【サービス提供向上部】 必要に応じて開催

主に福祉サービス事業従事者としてのスキルやサービス提供の向上、保護者合同研修会

に向けた内容の検討と実施

- (1) 年に2回土曜日を通常の開園日とし、活動内容を検討します。
- (2) 利用者及び保護者のニーズを具体的に把握するため、アンケートや面談で調査し、全職員で魅力ある園内活動に繋がります。
- (3) 年に数回、勉強会（支援業務に関すること、組織経営等）を実施し、職員の資質の向上に取り組みます。
- (4) 外部で行われる講習会やセミナー等の情報を仕入れ、積極的に参加するとともに参加を呼びかけます。
- (5) 他事業所と意見交換の場を設けます。
- (6) 保護者合同勉強会等の内容の検討及び実施し、事業所と各家庭と統一的支援を目指します。
- (7) 利用者の高齢化対策のため、座位中心とした室内作業の充実を図ります。
- (8) 送迎ルートを利用者のニーズに合わせて、随時見直しを検討します。

<在り方検討委員会の会議実施頻度>

原則月に1回実施し、各委員で議題を必要に応じて提案します。また事業所の課題があれば、その都度提案し検討します。

【在り方検討委員会全体会議】 原則月に1回

委員会全体で検討を要する事業所内の課題等を提案・精査し、改善や解決に取り組みます。

IV 利用者の支援及び特定相談支援事業

1. 利用者支援の基本方針について

利用者が愛に包まれ、真に幸せを感じる園づくりを行います。

- (1) 園は、利用者の自立の場として、生活自立の場、福祉的就労の場、一般企業等への就労の促進の場を目指し、生きがい追求の場として支援します。
- (2) 園は、地域のバックアップで設立された経緯を踏まえ、地域の福祉分野の中核となるよう努めます。
- (3) 重度、重複、高齢化が進む利用者の現状に対応できるよう環境整備を行います。
- (4) 支援員は、福祉専門職として、資質の向上に努め、利用者のニーズに合わせた事業の企画などを立案し的確なサービスを行います。

以上の基本方針の下に、くすの木園利用者、宗像市在住の他事業所利用者及び各支援学校卒業者を対象として、依頼のあったサービス等利用計画書を作成します。

特に、サービス利用計画書の作成については、本館内に相談室を常設し、あらゆる障がいを持った利用者や家族が「こうありたい・このような生活がしたい」と思う生き方が実現できるよう一緒に考え、利用者の持つ力を最大限に発揮できるよう支援

します。また、保護者の皆さんには、くすの木園の中のサービス、その他、福祉サービスに関することが何時でも相談できるよう体制を整えます。

(5) 給食サービスの提供について

調理等の給食業務については、平成18年6月1日から給食専門業者に委託しており、利用者の皆さんに喜んでもらえるようなおいしい給食を提供するため、職員及び業者で構成員する「くすの木園給食運営委員会」を設置し、献立に関する事項及び運営上の諸問題について協議、検討します。

① 給食サービスの提供に関して次の事項を重点に取り組みます。

- ・利用者の皆さんに喜んでもらえる献立の工夫
- ・健康面や高齢化に配慮し、カロリーや塩分、糖質等、適正な量での提供
- ・仲間とともに食べる喜びとともに食事のマナーの向上
- ・行事食など季節感を取り入れ、感受性を育てる工夫
- ・咀嚼力を高める支援
- ・ゆっくり食べるように食事時間の見守り支援
- ・個々に応じた刻み食、切り込み等食べやすい形での提供や見守り支援
- ・水分の補給の見守り支援

② 給食運営委員会を実施します。

定例の給食委員会、個々のケースに応じた支援の検討

③ 食品安全衛生管理に努めます。

利用者及び職員の健康管理とともに調理員の健康面に配慮し、トイレ等環境の整備、衛生に努めます。

2. 支援事業

テーマに沿ってより特徴ある事業を展開していきます。

(1) 就労継続支援B型事業

● ハートワーク班

- ☆ テーマ：【安全に心がけ、個々の個性を伸ばしながら安心できる生産活動を行う。
さらに、日々の体調管理に努めます。】

目 標

生産活動を基本として、個々の能力、体力にあった作業技術、能力の向上、維持を図り、達成感、働く喜びを感じられるように支援します。

また、挨拶、清掃、買い物、調理等の訓練による社会性の向上、自立の向上を目指します。

作業内容

① 椎茸栽培

- ・椎茸の菌種で元来使っていた秋山式に加え、森産業の形成菌を試験的に使用し、椎茸の生産性向上の方策を考えていきます。

- ・新ホダ場のスムーズな建設に向けて、椎茸アドバイザーの助言を受けながら取り組みます。
 - ・福岡県が県産椎茸の認知度向上や消費拡大を目的に作成した「福岡県産しいたけロゴマーク」のシールを貼付し、他の商品との差別化を図り売り上げ増を目指します。
 - ・第50回福岡県椎茸品評会で「福岡県特用林産振興会会長賞」を受賞したことをポップ等でPRし、売り上げ増を目指します。
 - ・椎茸の包装方法や新商品等を考え、工夫し売り上げ向上を目指します。
- ②アルミ缶作業、③ペットボトル分別、④セラシート作業、⑤公園清掃、⑥除草作業、⑦ミニ門松製作、⑧乾燥野菜作り（人参・ごぼうのささがき・乾燥野菜の袋詰め等）、⑨リサイクル作業

訓練・支援内容

- ① 生産活動を通して、個々の作業技術及び能力の向上を目指します。
- ② 毎朝のミーティング及びリハビリを通して、挨拶の訓練及び傾聴する態度を身につけるように努めます。
- ③ 毎朝の検温や体操を行うことにより、毎日の健康維持及び管理に努めます。
- ④ 小銭、お札の模造品を使い、金銭を理解できるよう勉強の時間を設けて行きます。また、年4回の園外の買い物実習で実際に金銭を扱う機会につなげます。
- ⑤ 年1、2回程度の買い物実習とあわせて購入した材料を使い、自主製品作業棟B、Cで調理実習を行い、調理器具の安全な取り扱いを訓練します。
- ⑥ 定期的な販売会に出向き、コミュニケーション能力の向上を図ります。
- ⑦ 園外作業で地域との交流を通して挨拶能力及び社会性の向上を図ります。
- ⑧ 作業場の毎日の清掃に加え、定期的にマンツーマンで掃除のやり方を教え、清掃能力の向上を図ります。
- ⑨ 利用者の体力、体調面に応じて、適宜室内作業の内容を工夫し、利用者が継続的に作業できるように取り組みます。
- ⑩ 椎茸の植菌から採取までの作業を体験することで、生産の喜びを感じてもらえるようにします。
- ⑪ リハビリ訓練に参加し、体力維持、集団での協調性を養います。
- ⑫ リハビリ訓練に参加し、数字や文字の学習面の向上を図ります。

● フロンティア班

- ☆ テーマ：【お客様に喜んでもらえる美味しいパンを目指し、安全に気を付け作業に取り組むとともに社会の一員として、働くことの喜びを見だし意欲の向上を目指します。】

目標

- ・元気にパン作業やリサイクル作業に取り組めるように、健康維持に努めます。

- ・作業や活動を通して、報告・連絡・創意工夫ができる力や仲間との協調性を養います。
- ・コミュニケーション能力を高め社会性の向上を目指します。

作業内容

- ① パンや菓子の製造、配達
- ② メール便チラシ詰め、こんぺいとう袋詰め他、下請け作業
- ③ リサイクル作業（3週間に1週）
- ④ 必要に応じて園内、園外実習等

訓練・支援内容

- ① 毎日の検温や体操を行い、健康維持及び管理に努めます。
- ② ミーティングであいさつや報告が大きな声でできるように会話を通して訓練をお行います。
- ③ 自立に向けて、相手の話を聞く力を身につけるとともに自分の想いや考えを伝えられるようにコミュニケーション訓練を行います。
- ④ 日々の作業を通して個々の能力を十分に生かし、一人一人が積極的に技術向上に取り組み、仲間と協力し作業ができるように支援を行い環境づくりに努めます。
- ⑤ 異物混入ゼロの安全・安心なパン作りの意識を高め、手洗いの徹底や身だしなみ等衛生管理に努めるとともに丁寧な清掃に取り組みます。
- ⑥ 新たな商品づくりを日々考え、利用者とともにパン作りの楽しさを分かち合えるよう取り組みます。
- ⑦ 定期的なパンの販売・配達を通して、社会性を学びコミュニケーション能力を高め、地域との交流を図ります。
- ⑧ 余暇活動を通して、公共交通機関の利用や買い物や食事等を楽しむとともに社会的なルールを学ぶ機会を年数回企画し取り組みます。
- ⑨ 必要に応じて園外実習の取り組みや就業生活支援センターやハローワークと連携を取りながら就労支援を行います。
- ⑩ 就職後も定期的な職場訪問や園の行事等へ誘い、また必要に応じて連絡を取り定着支援を行います。

(2) 生活介護支援事業

● **ドリーム班**

☆ テーマ：【個々を活かした愛にあふれるスマイル支援をしていきます。】

目 標

- ① 健康で楽しい生活が維持できるような園生活に努めます。
- ② リハビリ訓練・創作活動・生産活動のバランスを考えつつ、個性を大切に本人の生きがい、自立に繋がる体験をメニューに取り入れる工夫をします。
- ③ リハビリ訓練を通して身体機能の維持に努めます。

- ④ 創作活動を通して自分が楽しみ、仲間と過ごす楽しさを知り、協力し合う力や連帯力を養うことに努めます。
- ⑤ 個々のニーズに合わせ自立訓練に努めます。
- ⑥ 生産活動に参加することで工賃を得る喜びを感じてもらい、作業を通して意欲・集中力・持続力を高めることに努めます。
- ⑦ 個々の健康管理・高齢化にも配慮したサービスに努めます。
- ⑧ だれにでも利用可能な支援・サービスに努めます。

活動内容

- ① リハビリ訓練
上下肢体操、歩行訓練、レクレーション、学習（文字と数）、ストレッチ
- ② 創作活動
工作、音楽、絵画、運動
- ③ 生産活動
菓子箱組立、箸入れ、歯科治療用ガーゼ折り、歯科カルテシールはがし、EMボカシ作り、セラシート作り、その他下請け作業（部品検品）など
- ④ 余暇活動
室内レクリエーション、DVD鑑賞、外出、行事（七夕、豆まき）など

訓練・支援内容

- ① 日常生活の支援とともに作業支援も行います。特に日常生活に関しては、家庭と連携し、相談を受けながら助言、支援を充実します。
- ② リハビリ訓練ではOT（作業療法士）による週1回の身体機能訓練に加えて、月に1回の文字・数の学習やストレッチの取り組みを充実します。
- ③ 月に1回全員で工作活動や、週1回グループに分かれて創作活動を充実します。
- ④ 毎朝のラジオ体操・わかめ体操・ストレッチ体操・口腔体操やウォーキングで健康維持に努めます。
- ⑤ 個別の自立訓練をリハビリ訓練と連携しながら適時行います。
（お金の学習、手先の訓練、家事練習、数の概念の学習、文字の学習、発声訓練、掃除の仕方等）
- ⑥ 個別の家庭学習に家庭と協力して支援します。
- ⑦ 各々の健康管理のため、毎朝の手洗い練習と検温を行います。また看護師を中心に歯磨き支援や血圧・体重測定を行います。
- ⑧ 嘱託医による3ヶ月に1回定期検診を行います。

(3) 特定相談支援事業

障害者総合支援法により、障がい福祉サービスを利用する全利用者が（知的・精神・身体・発達・難病等）サービス等利用計画書作成の対象となり、宗像市においても相談支援体制の強化が図られています。

くすの木園では、このような市の要請に呼応し平成25年4月から宗像市特定相談支援事業を立ち上げました。

さらに平成27年3月から専任の非常勤職員1名を配置し、常勤1名・非常勤1名の計2名体制で業務を行っています。

現在、くすの木園利用者、宗像市、福津市在住で他事業所の利用者及び各支援学校からの依頼を受け計画相談支援及び基本相談支援事業を行っています。

くすの木園の本館内に相談室を設置し、すべてのサービス等利用計画書を適宜、的確に作成し利用者やご家族が「こうありたい・このような生活がしたい」と思う生き方が実現できるよう一緒に考え利用者の持つ力を最大限に発揮できるよう支援します。

また、くすくすホーム二号館を活用し、事前予約で曜日を限定せず相談を受け付けます。これにより、より充実した相談体制が可能となりました。

【 業務内容 】

計画相談支援

- ① サービス利用支援（サービス等利用計画書の作成）
- ② 継続サービス利用支援（モニタリングの実施）

基本相談支援

- ① 障がい者本人や保護者からの相談に適宜・的確に対応できる体制の強化

3. 社会参加促進事業について

通所生活に潤いと変化をもたらすために、スポーツ・芸術文化活動・レクリエーション等を行うことにより、教養や情操を高めること及び喜び、楽しさまた、健康維持と健康促進などを目的に種々の行事を行います。

その主なものは次のとおりです。

- ・ 4月：遠足
- ・ 5月：4施設親善スポーツ大会
- ・ 9月：日帰り旅行
- ・ 10月：運動会
- ・ 12月：餅つき大会
- ・ 1月：新春の集い（利用者、保護者、職員）
- ・ ヨーガ及びクラブ活動（ドライブ、カラオケ、水泳、太鼓、ウォーキング、調理、ストレッチ・ダンス・体操）
- ・ 第1及び第3土曜日午後の余暇活動（ドライブ、カラオケ、DVD鑑賞）
- ・ 就労継続支援B型事業の余暇活動（外出、買い物、調理）
- ・ 生活介護事業の余暇活動（外出、美術館観賞）

4. 緊急家庭支援システムについて（平日・休日預かり）

くすの木園独自の取り組みとして、保護者が仕事や病気等により家庭において一時的に利用者の世話が出来ない状況にあるときは、他の福祉施策を利用するまでの間、次の条件で支援します。

- (1) 支援理由： 病気、出産、事故、災害、失踪、外出、転勤、付添い看護等
- (2) 支援員： 生活支援員等
- (3) 利用時間： （平日：17：00～20：00）（休日：8：00～20：00）
- (4) 利用料 施設使用料1日300円
- (5) 支援料 1時間700円
- (6) 食事代 実費（500円程度）

ただし、グループホームの短期入所が利用できる場合はホームを利用し、その利用料は短期入所として請求します。支援員はグループホームの世話人があたり、必要経費としておやつ代と夕食代を頂いています。

5. 健康（危機）管理

施設やホームにおいて食中毒、感染症、医薬品、飲料水、その他何らかの原因により生じる利用者の健康被害の発生予防には、細心の注意を払うとともに、また、重大な健康被害が発生した場合には健康危機管理マニュアルに基づき各関係機関との連携を図りながら拡大防止、治療等に関する処置を迅速かつ適切に行ないます。

また、看護師2名を各日ごとに配置し健康維持対策と緊急事態に即応したAED（自動体外助細動器）の取り扱い研修や消防署の救急救命講習会へ職員を積極的に参加させ緊急時の対処策を講じるとともに配置している看護師により毎年実施している定期健康診断の結果を基に利用者の状態を把握し、毎日の健康管理に努めます。

毎年冬場に発生するインフルエンザについては、毎日の手洗い消毒・うがいの徹底や検温、マスクの使用など対応策を講じた結果、令和元年度インフルエンザ感染者は減少しました。今年度も手洗い等を継続し利用者及び職員の感染症対策に取り組みます。

平成28年度から生活介護の利用者に対して、主治医の内科検診を3カ月に1回実施していますが、今年度も継続して健康状態の見守りを行います。

くすくすホーム及び新設のくすくすホーム二号館では、保健師（1名）・看護師（1名）を配置し毎週1回のバイタルチェック（呼吸、心拍、体温、血圧など）及び月1回の尿検査を実施します。

くすの木園の定期健康診断とバイタルチェックの結果を参考に日常生活上の助言を行うとともに食生活でのコントロールを行います。

また、グループホームでは、毎朝健康チェック（検温・視診）を実施し体調不良者を隔離し集団感染を未然に防ぐようにします。

くすくすホームの利用者は、週に2回ホーム帰宅前に15分間のウォーキングを実施し、くすくすホーム二号館では、登園前にリビングで軽い体操をして生活習慣病予防に

努めます。

利用者全員、毎朝くすの木園の看護師と連携して検温・血圧測定し定期的に家庭に血圧等バイタルチェックの結果を連絡し家庭とも連携をとり入居者が健康な状態で安心して生活ができるようにします。

当園においては、次の健診を実施します。

- (1) 定期健康診断(9月)
- (2) 嘱託医による内科検診・健康診断(3月)
- (3) 宗像歯科医師会による歯科検診(10月)
- (4) 生活介護の利用者に対して、嘱託医による内科検診(6月、9月、12月)
- (5) グループホームでの健康メディカルチェックと健康相談(週1回)

6. 安全対策について

施設の運営上、利用者の安全対策は不可欠です。このため、日頃から利用者の行動等には十分注意を払うとともに、施設設備の安全点検を実施します。

① 防火・防災対策等

くすの木園、くすくすホーム及びくすくすホーム二号館それぞれの消防計画を作成し、年2回の避難訓練を行うとともに、消防用設備等の定期的な自主点検と年1回の業者による点検を実施します。また、訓練や点検等を通して、各職員の防火・防災意識を高めます。

特にくすくすホーム及びくすくすホーム二号館の防火設備は、スプリンクラー(自動消火装置)の設置、消防本部への自動火災通報装置、火災報知器など備えています。

② 防犯対策

くすの木園及びグループホームの防犯対策については、防犯マニュアルに基づいて、施設の安全点検や安全教育(防犯訓練、避難訓練)の実施及び緊急事態発生時の対処など、職員の防犯意識の徹底を図り、利用者の安全・安心に努めます。

防犯設備については、平成30年2月くすの木園に防犯カメラを設置し犯罪の抑止効果を図っています。

また、くすくすホーム及びくすくすホーム二号館については、来訪者確認のテレビモニターの設置や警備保障会社への防犯通報システムなど防犯対策を行っています。

なお、くすくすホーム二号館については、防犯カメラを設置し犯罪の抑止効果を図ります。

③ 交通安全・車両整備等

利用者の交通安全に対する意識の向上のために、宗像署と宗像交通安全協会の協力による交通安全教室を実施します。

車両整備に関しては、安全運転管理者を中心に事業所における全車両において、毎月の洗車を心掛け、毎回の始業・終業点検、毎月1回の整備点検を実施します。

また、運転を行う職員に対して、日頃から余裕のある運転を心がけ、安全運転やマナ

一運転の徹底を図ります。

V グループホーム（くすくすホーム）の運営について

ホームの運営にあたっては、社会福祉法人宗像会運営規程、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス（共同生活援助）事業所くすくすホーム運営規程、短期入所（ショートステイ）くすの木園運営規程、くすくすホーム世話人行動指針及びくすくすホーム夜間支援従事者の配置等を通して利用者の安全や人権を遵守して共同生活援助事業の円滑かつ適正な運営に努めます。

なお、くすくすホーム運営委員会及びくすくすホーム二号館運営委員会においては、よりよい環境の中で安心して満足した生活ができるように関係保護者と協議を重ね、意義ある会の運営に努めます。

また、利用者の自立の場、個人の生活の場を考慮した支援計画を作成し、入居者に応じたきめ細やかな支援をします。

特に短期入所（ショートステイ）では、保護者の緊急時の対応と利用者の自立生活の練習の場として、利用者及び保護者が安心して利用できるように努めます。

VI 地域福祉の推進

施設設立の経緯を踏まえ、地域福祉の中核となるよう努め、その一環として次の事業を行います。

1. 日中一時支援事業について

日中一時支援事業は、障がい者を一時的に預かり、日中における活動の場の確保やその家族の就労支援、介護負担の軽減などを図ることを目的とした事業で、宗像市及び福津市と委託契約を締結し、委託に基づき特別支援学校高等部の夏・冬休みを中心に利用者を受け入れています。

2. 実習生、見学者の受け入れについて

福祉の担い手として福祉従事者養成機関、4年生大学、福祉専門学校、市内中学校の職場体験の実習生受け入れ、将来の利用者確保として特別支援学校、特別支援学級からの実習生受け入れを引き続き積極的に取り組みます。

また、特別支援学校の保護者や地域に対して、園の紹介や見学の受け入れ、まごころギャラリーなどを通して積極的に見学者を受け入れることで、地域に開かれた施設を目指します。

3. ボランティアとの交流について

生活、作業自立支援、クラブ活動や園内外の行事等を安全・安心して実施するうえで、ボ

ランティアの皆さんに果して頂く役割は大きいものがあります。

利用者の皆さんと日頃の園生活を通して触れ合うことができるよう、平成28年8月から毎月第4月曜日をボランティアさんの日として実施しています。

今年度も昨年同様、月1回の「ボランティアさんの日」を実施します。ただし実施日を第4月曜日と固定せずに、リサイクル作業に従事する週または業務多忙な日を中心に曜日を決めます。また、日頃の園内活動（クラブ活動や園外の行事）においても積極的な声かけをします。

なお、多方面からのボランティアの受け入れも呼びかけるとともに、宗像市ボランティアセンターとの連携を大切に地域との交流も積極的に図ります。

4. 地域との交流について

- (1) 地域に信頼され、開かれた施設として、また、地域福祉に貢献する施設としてその役割を果たすことは施設の使命です。このため行事等の機会を通し生産製品の販売、購入の協力をします。
- (2) 施設行事（餅つき大会、まごころギャラリー等）への案内をします。
- (3) 毎週月曜日のクリーンアップ宗像運動の実施に努めます。
- (4) 月1回のボランティアさんの日に作業・行事を通して交流します。

利用者の家族、ボランティアや地域住民の多くの皆さんが、施設の行事などに関わって地域に開かれた施設運営を行うことで、多くの皆さんの目で利用者を見守って頂くことで、防犯体制にもなることから、今後も地域とのつながりを大切にします。

VII 保護者との連携

1. 目的：園に対する円滑な運営に資するため、助言及び援助をします。

2. 連携事業

- ・保護者会総会へ参加し事業計画や予算の説明
- ・年1回職員と保護者の合同研修会
- ・保護者と利用者のレクリエーション（卓球バレー、生活介護発表会等）
- ・運動会、餅つき大会、新春の集いなどの園の行事

令和2年度 くすの木園 リハビリ計画書

本年度の方針

1. 学習リハビリ(午後2時から3時)にハートワーク班の利用者(希望者9名)が参加する。
 - ・ドリーム班と合同で行わない。
 - ・ハートワーク班の職員が1名入り指導を行う。
2. ストレッチ訓練はドリーム班のみで実施する。
3. 全体行事についてリハビリ発表会は行わない。
4. 卓球バレーはドリーム班及びハートワーク班と合同で行う。
5. 訓練の中で、前後・上下の感覚が理解できていない利用者が多い。
 - ・前後や上下の認識を理解できれば指示が入りやすい。
 - ・理解できるようにレクリエーションや体操時に指導する。
6. 1から10(11から20)の大小が理解できない利用者が多い。
 - ・数の大小の認識をできるように指導する。

全体行事

- | | | |
|----|-----|---------------------|
| 4月 | ……… | 体力測定 |
| 5月 | ……… | 風船バレー大会 |
| 7月 | ……… | 卓球バレー大会(ハートワーク班と合同) |
| 9月 | ……… | 体力測定 |
| 1月 | ……… | パターゴルフ大会 |
| 3月 | ……… | お楽しみ会(親子レクリエーション) |

火曜日のリハビリ訓練

内容は前年度と同じ

- ・上下肢の体操
- ・起立訓練
- ・バランス訓練
- ・レクリエーション
- ・悠々体操

今年度から導入すること

- ・ハートワーク班は午後2時から2～3名の利用者が参加
- ・レクリエーションの時に、かき及びうめグループは前後、上下や数の大小の訓練を実施する。
- ・カードゲームやジェンカを取り入れ学習効果をあげる。

木曜日のリハビリ訓練

今年度から導入すること

- ・月2回、文字と数の学習を行う。
ハートワーク班の9名は、午後2時から訓練室で2班に分かれて行う。
その際、ハートワーク班から1名の職員が参加する。

令和2年度
事業計画書

社会福祉法人 宗像会

社会福祉法人宗像会

令和2年度

予算書